

第2章

東日本大震災からの 復旧・復興の進展

第1節 学びのセーフティネット

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）

【成果指標】

＜主として初等中等教育関係＞

○家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響の改善

＜主として高等教育・生涯学習関係＞

○進学機会の確保や就学の格差の状況改善

（被災した世帯の学生等も含め、家庭の経済状況によらない高等教育への進学機会の確保）

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

○経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒の就学援助等のため、「被災児童生徒等就学支援等臨時特例交付金」により平成24年度に約5万8,000人を支援

○日本学生支援機構の無利子奨学金により、平成25年度に約1万人の学生を支援

1 文教施設等の復旧

東日本大震災（最大震度7）での文部科学省関係（幼児・児童・生徒・学生・教職員など）の人的被害は死者659名、行方不明者79名、負傷者262名となっています。また、学校施設や社会教育施設、文化財などの物的被害は全国で1万2,000件以上発生しました。



津波により被害を受けた校舎



移転完了した校舎、体育館等

図表 2-2-1 東日本大震災における文部科学省関係の人的被害（平成24年9月14日現在）

	国立学校	公立学校	私立学校	社会教育・ 体育・文化等	独立行政法人	計
死亡	10	507	138	4		659
負傷	10	115	125	11	1	262
合計	20	622	263	15	1	921

図表 2-2-2 東日本大震災における文部科学省関係の物的被害（平成24年9月14日現在）

国立学校施設	公立学校施設	私立学校施設	社会教育・ 体育・文化施設等	文化財等	研究施設等	計
76校	6,484校	1,428校	3,397施設	744件	21施設	12,150

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県の公立学校のうち、浪江町、双葉町、葛尾村の10の小学校・中学校が休校となっているほか、他校・他施設を使用して授業を行っている学校が28校、仮設校舎を使用している学校が34校存在しています（平成26年3月時点）。文部科学省では、東日本大震災によって被害を受けた文教施設等が早期に復旧し、できる限り速やかに教育活動等が再開できるよう、必要な予算を確保しました。

また、東日本大震災を機に、公立学校については、津波により被害を受けた学校を高台等に移転する場合の費用や、原子力災害を踏まえた校地・園地の空間線量率低減のための土壌処理事業に要する費用等を補助対象として追加するなど、制度の充実を図りました。私立学校については、応急仮設校舎のリースに関わる費用を補助対象として追加しました。社会教育施設関係については、被害の大きさに鑑み、生涯学習センターを補助対象施設として追加するなど、制度の充実を図りました。さらに、被災地における物価の高騰や人件費の上昇を踏まえ、災害復旧の新築単価の見直しを行いました。文化財等については、寄附金等も活用し、関係団体の協力の下、美術工芸品等の動産文化財の救出、応急措置、一時保管を行う「文化財レスキュー事業」（平成25年3月をもって終了）や、文化財建造物の被災状況調査、応急措置、技術的支援を行う「文化財ドクター派遣事業」を実施しました。被災地における埋蔵文化財の取扱いについては、復旧・復興との両立のため、発掘調査の効率化、復興交付金による自治体の財政負担の軽減、埋蔵文化財の専門職員の被災地派遣（平成25年度：70名、26年度上期：62名）を行っています。

これらの取組の結果、平成25年度中に、災害復旧事業を活用する国立学校、公立学校、私立学校については3,188校のうち約9割、社会教育施設・スポーツ施設・文化施設については1,256施設のうち約9割、文化財等については修復に当たって国庫補助を必要とする被災文化財等の92件のうち約8割が、復旧を完了しています。また、埋蔵文化財については、発掘調査期間が短縮されるなど、復興事業の工期への影響の回避につながっています。

2 就学のための経済的支援

（1）就学のための経済的支援等

東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒の就学等を幅広く支援するため、文部科学省では、平成23年度補正予算において、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を都道府県に交付し、「高校生修学支援基金」に積み増しました。これにより各県において、幼稚園に通う幼児の保育料や入園料を軽減する就園奨励事業や、小中学生に対して学用品費や通学費（市町村が実施するスクールバスの運行委託費等）、学校給食費などを補助する就学援助事業、高校生に対する奨学金事業、特別支援学校等に通う幼児児童生徒の就学に必要な経費を補助する就学奨励事業、私立学校及び専修学校・各種学校に対する授業料等減免措置事業について、26年度までの間、必要な支援を行うことができることとしました。これを受け、24年度には約5万8,000人に対して支援を行いました。

（2）学生等への支援

文部科学省では、各大学等に対して入学金や授業料の徴収猶予・減免などについて要請を行い、平成25年度においても全国の多くの大学で、授業料減免、奨学金、宿舍支援などが実施されました。日本学生支援機構では、東日本大震災により被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、無利子奨学金を貸与しており、平成24年度から家計の厳しい学生等を対象に、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間、返還期限を猶予する「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入しています。また、25年度は、高等教育段階において授業料等減免措置（61億円、1万8,000人）や無利子奨学金（71億円、約1万人）の拡充を図りました。

3 学習支援・心のケア・スクールカウンセラー

(1) スクールカウンセラーの派遣等

文部科学省では、被災した子供たちの心のケア等への対応のため、平成25年度においては、23年度、24年度に引き続き、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を実施し、被災した幼児児童生徒等の心のケアを図るため、被災地域や被災した幼児児童生徒等を受け入れた地域の学校などに必要なスクールカウンセラー等を全額国庫負担により派遣する経費を措置しました。この事業により、25年度計画においては、被災地の要望を踏まえ、岩手県、宮城県、福島県に対して、全国から211名（延べ4,746名）のスクールカウンセラー等を派遣しています。

なお、本事業においては、被災地での新たな課題に対応するため、スクールカウンセラー等に加え、高校生への進路指導・就職支援を行う進路指導員や特別支援学校における外部専門家、生徒指導体制を強化するための生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザーなどの専門家を活用できるようにしています。

また、平成22年9月に配布した指導参考資料（「子どもの心のケアのために」）を増刷し、被災した県及び市町村の教育委員会からの追加配布要望に応じて発送しました*¹。

(2) 公立学校における教職員体制の整備

東日本大震災により被害を受けた地域に所在する学校及び震災後に被災した児童生徒を受け入れた学校においては、被災児童生徒に対する学習支援を行うこと、心のケアのための特別な指導を行うことなどが課題になっています。平成23年4月に成立した「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の附則でも、国及び教育委員会は、教職員の定数に関し、こうした事情に迅速かつ的確に対応するために必要な特別な措置を講ずることとされています。

文部科学省では、平成23年度に7県（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県）に対し1,080人（義務教育諸学校：986人、高等学校：94人）、24年度に5県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県）に対し1,031人（義務教育諸学校：970人、高等学校：61人）、25年度に6県（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、新潟県）に対し1,042人（義務教育諸学校：975人、高等学校：67人）の教職員定数の加配措置をいずれも各県からの申請どおり実施しました。

この加配措置については、中長期的に継続した対応が必要であると考えており、平成26年度予算でも、被災した児童生徒の学習支援等のため、1,000名（前年同）の定数措置を計上しています。これを受け、文部科学省では、各県からの要望を踏まえ、義務教育諸学校分として、岩手県（213人）、宮城県（228人）、福島県（503人）、山形県（5人）、茨城県（25人）、新潟県（12人）の6県に対し合計986人、高等学校分として、岩手県（34人）、宮城県（27人）、福島県（22人）の3県に対し合計83人、総計1,069人の追加措置を実施しました。

(3) アスリートや芸術家によるスポーツ・芸術活動

文部科学省では、平成23年度から、国が行う復興事業の状況、被災地やスポーツ界などの要望を踏まえ、次のような取組をスポーツ振興くじ（toto）において助成することを決定し、支援をしています。

- ・被災地にアスリートを派遣し、子供たちを励ます「スポーツこころのプロジェクト笑顔の教室」の開催
- ・被災地に所在する総合型地域スポーツクラブの活動

*¹ 参照：指導参考資料「子どもの心のケアのために ―災害や事件・事故発生時を中心に―」

・東北総合体育大会の開催（平成24年度）



スポーツこころのプロジェクト（岩手県大船渡市）
「スポーツこころのプロジェクト笑顔の教室」の様子

引き続き、スポーツを通じた東日本大震災の復旧・復興支援に取り組んでいくこととしています。

また、被災地に文化芸術活動を提供することにより、子供たちが健やかに過ごし、安心できる環境の醸成を図るため、「次代を担う子どもの文化芸術体験事業（派遣事業）」の一環として、被災地へ芸術家などを派遣しました。

本事業では、被災地の地方公共団体、NPO法人、財団法人、文化芸術団体などで構成する四つの実行委員会（岩手県、宮城県、福島県、仙台市）が事業のコーディネーターとなり、被災地でのニーズを把握するとともに、音楽・演劇・落語・伝統芸能・美術などの文化芸術活動を行う芸術家などを528の小学校・中学校などに派遣し、講話・実技披露・実技指導を実施しました。

（4）国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプの実施

東日本大震災の被災地の子供たちは、震災による様々な影響により、日常生活の中で多くのストレスを抱えていました。このような実態を受け、国立青少年教育振興機構では、平成23年夏以降、被災地の子供たちなどを対象に、子供たちの心身の健全育成及びリフレッシュを図るため、外遊び、スポーツ及び自然体験活動などができる機会として、国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプを実施しています。本事業の一部は、文部科学省との共催で実施されているほか、複数の民間企業からの協賛金などを得て開催されています。

平成25年度のリフレッシュキャンプでは、引き続き、ハイキング、屋内プールでの水泳、調理体験、農業体験などが実施されました。

本事業は、平成23年7月から26年3月までに、国立青少年教育施設で210回実施され、延べ2万2,705人が参加しました。今後も被災地の子供たちの心身の健全育成及びリフレッシュを図るための取組を実施する予定です。

4 学校給食の安全安心

食品中の放射性物質については、厚生労働省の定める基準値に基づき、主に出荷段階でのモニタリング検査が行われているところですが、文部科学省では、より一層の安心を確保する観点から、学校給食の放射性物質検査について支援を行っています。

平成26年度予算においては、25年度に引き続き、福島県など11県を対象として、一食全体の提供後の検査のほか、福島県については、既に整備を行った放射線検査機器を対象に食材の事前検査を行うための人件費や機器の校正に要する経費を計上しています。

第2節

きずな
絆づくりと活力あるコミュニティ形成

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

【成果指標】

＜高等教育・生涯学習関係＞

○震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

○地域の復旧・コミュニティの再生を支える様々なボランティアの組織的实施や医療・教育文化・産業再生・まちづくりなど地域の暮らしや産業などを支えるため、被災地の大学等が持つ高度な知的資源を集約した地域の復興を推進する拠点の整備を支援（25年度実績：14件）。

1 学びの場を通じたコミュニティ再生

被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが重要です。このため、文部科学省では、平成23年度から「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を実施しています。学校や社会教育施設等を活用しつつ、学習活動のコーディネートなどを行う人材により、地域住民の学習・交流の推進や子供たちの学習活動や絆づくりを支援しています。

本事業は平成26年度も引き続き実施する予定であり、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図ります。

Column No. 08

「多様な主体の連携」による学びの場づくり

岩手県では、東日本大震災津波で甚大な被害を受けた沿岸被災地において、県、市町村、民間団体、学校、大学、仮設住宅自治会等、多様な主体が連携しながら、中高生の学習の場づくりや地域住民の交流の場づくりを行っています。被災地の中高生が集中して学習に取り組める場を確保するため、県から委託を受けた一般社団法人子どもエンパワメントいわてが、沿岸部の陸前高田市、大船渡市、住田町、釜石市、宮古市の5市町18か所に開設しているのが「学びの部屋」です。陸前高田市立第一中学校を会場にした「学びの部屋」は、平日19時から21時、日曜日は9時から17時まで、週6日間開催しています。生徒は自由に参加でき、平日は30人程が3教室に分かれて学習に取り組んでいます。地元の退職教員や塾講師、教員免許や福祉専門職の資格を持つ「学習支援相談員」が2、3名交代で常駐し、子供たちの学習を支援しています。毎週日曜日には、岩手県内や首都圏から大学生ボランティアがやってき



学びの部屋での学習の様子



移動図書館車による住民の交流

て、生徒たちと交流し、悩みを聴いたり、将来の夢を語り合ったりしています。被災地の中高生、講師、県内外の大学生といった様々な人が集い、学びや交流から「元気」や「やる気」が生まれることも、学びの部屋の大きな成果です。

公益社団法人シャンティ国際ボランティア会では、大船渡市や陸前高田市、^{おおつち}大槌町、山田町などの沿岸被災地の仮設住宅等で暮らす住民の交流を促進するため、移動図書館車による仮設住宅等の巡回事業を行っています。移動図書館車といっても、ただ本を貸し出すだけではありません。移動図書館車が仮設住宅に着くと、スタッフは、テント、テーブル、イス、お茶などを準備します。本を借りに来た住民が、お茶を飲みながら、気軽に話せる場をつくっているのです。移動図書館車は、生活に必要な情報を得る「学びの場」であり、仮設住宅等で暮らす方が外に出るきっかけとなる「集いの場」であり、図書館の機能を活かした「コミュニティ再生支援の場」となっています。甚大な被害を受けた被災地では、国、県、市町村、民間団体、学校、大学、地元住民など、多くの主体が連携・協働することによって、事業を実施することができました。

被災地では、復興まちづくりに向けて、今後更に学びを通じたコミュニティの再生支援が求められており、事業を継続していくための仕組みづくりや地元人材の育成がこれからの課題となっています。

(執筆：岩手県教育委員会)

Column No. 09

「新しい東北」の創造に向けた取組

東北地方は、震災前から、人口減少、高齢化、産業の空洞化等、現在の地域が抱える課題が顕著でした。このため、単に従前の状態に復旧するのではなく、震災復興を契機として、これらの課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」を創造するために、取組を進めています。

平成25年度「新しい東北」先導モデル事業では、地域で子供や若者を育てる仕組みを構築し、生きる力や主体性を養いながら、「まち」の復興につなげていこうとする取組を推進しています。

例えば、宮城県石巻市では、地域の高校生が、自分たちの将来像を描きつつ、自らが職場体験やインターンシップの受入先を検討・開拓する取組を進めるなど、地元企業の協力の下で地域の高校生の職業観や勤労観を育み、地元での就職を促す取組が進められています。また、福島県会津若松市では、ICTに特化した会津生まれのベンチャー企業を核として、日本初のコンピュータサイエンスを専門とする大学として設立された「会津大学」や自治体も巻き込み、会津にゆかりのある人材が今後の会津の人材を育てる「地域循環型の教育モデル」の構築を目指した取組が行われています。

このほか、子供の外遊びの減少や、生活環境の変化に伴うストレス等の課題を解決する取組も各地で進んでいます。具体的には、子供の遊び場づくり活動を持続可能な取組として様々な地域に広げていくため、地域住民と行政のつながりを強化しながら遊び場の運営を行う取組や、プレイヤー（指導員）が様々な子供の悩みに対応できるよう、心のケアなど専門的な能力を身に付けてもらう取組などが行われています。



高校生が、職場体験やインターンシップの受入先を検討・開拓



会津にゆかりのある人材が今後の会津の人材を育てる「地域循環型の教育モデル」



地域ボランティアの参加による遊び場活動

(執筆：復興庁)

2 大学や研究所等を活用した地域の再生

(1) 復興に向けた教育研究活動の推進

東日本大震災を経て、我が国の復興・再生に向けての貢献は、知の拠点である高等教育機関の重要な使命となりました。発災直後における災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣、宿泊施設への避難者の受入れだけでなく、中長期に渡る復旧・復興においても、高等教育機関の果たすべき役割の重要性は増えています。被災地域において、大学における地域復興のセンター的機能の整備や復旧・復興を担う専門人材の育成支援等を行うとともに、被災地以外の高等教育機関による学生ボランティアの派遣や復興支援に資する研究の支援等を通じて被災地の復興支援を行っています。

Column No. 10

「福島の子どもたちへのメンタルヘルス支援」 — 浜松医科大学 —

浜松医科大学子どものこころの発達研究センターは、子供たちの心の危機の背景にある諸現象を解明し、また、心の危機を持つ子供たちへの療育や教育を実践していくための手法を開拓し、提供していくことを目指し研究・教育を行っています。

同センターは、震災の被害に加え、放射線の問題という甚大なストレス状況にさらされている福島の子供たちを支援するために、福島県全域の小・中・高等学校及び特別支援学校を対象に、①こころの教育プログラムの実施、②巡回相談の実施を主とする支援活動を継続して実施しています。

①こころの教育プログラムは、心の健康を増進させ、ストレス状況に対する子供たちの対処能力を上げることを目的とし、被災体験から生じ得るPTSD等の深刻な心の病の発症を未然に防ぐ予防的効果を持つと期待されます。②巡回相談では、被災体験に起因する情緒的問題のほか、発達障害の問題を含む特別支援関係の問題、友人関係や家族関係の問題など、幅広い内容の相談に対応しています。

Column No. 11

「仮設住宅の住環境の改善支援」 — 京都工芸繊維大学 —

今回の震災では、多くの方が地震や津波によって住む家を失い、現在でも多くの方が仮設住宅での生活を余儀なくされています。京都工芸繊維大学では、宮城県気仙沼市において仮設住宅の住環境の改善支援プロジェクトに取り組んでいます。

学生が被災地に実際に赴いて現地の方々からお話をお聞きし、仮設住宅やそこでの暮らしを実際に見せてもらいながら、問題点を洗い出し、解決策を検討の上、現地で説明会を実施して施工をしています。解決策を考える際の前提条件は、実際に住民の方にも施工できるメニューであり、材料も現地で調達できることです。具体的には、住宅内部では結露や音漏れの問題に対して、断熱材や遮音シートを貼り付け、住宅外部では住民や子供が自由に憩い、時には交流のきっかけづくりにもなる場として、校庭と仮設住宅団地の境界部分に、塩害林を活用したウッドデッキをつくりました。さらには仮設住宅住民や周辺住民が共に集えるイベントとして、仮設の屋外カフェや屋外映画祭なども企画・運営しました。

このように学生たちは、長期化する被災者の暮らしと向かい合いながら、住まいの問題からコミュニティの問題にまで目を向け、活動を進めています。

(2) 東北地方における医学部新設の特例

東北地方における医師確保対策としては、これまで、既存の医学部の入学定員増や医師派遣等への支援を行ってきました。

これらの取組に加え、震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえ、特例として東北地方に一校に限り、医学部新設を可能とするため、関係省庁と連携し、基本方針を定め、手続を進めています。

設置にあたっては、震災後の東北地方の地域医療ニーズに対応した教育等を行うことや卒業生が東北地方に残り、地域の医師不足の解消に寄与する方策を講じること等を条件として示すとともに、既存の医療機関からの医師等の引き抜きに対する懸念にも配慮し、教員等の確保に際し、地域医療に支障を来さないような方策を講じること等を条件として示しています。

今後、関係省庁と連携し、関係自治体等の意見も伺いながら、具体的な手続を進めます。

(3) 大学における地域復興のセンター的機能の整備

文部科学省では、地域の復旧・コミュニティの再生を支える様々なボランティアの組織的実施や医療・教育文化・産業再生・まちづくりなど地域の暮らしや産業などを支えるため、被災地の大学等が持つ高度な知的資源を集約した地域の復興を推進する拠点の整備を支援しています（25年度実績：14件）。例えば、被災地にサテライトを設置し地域の産業を再生する取組、被災した児童生徒に対する学習支援活動の展開、復興の担い手の育成、被災地の医療人材の受入れと最新医療の研修実施や、災害医療や緊急被ばく医療に対応できる高度医療人材の養成等を実施しています。これらの取組により、各地域の復興センターにおいて、被災地のニーズに真に応えた復興に貢献しています。

(4) 東北マリンサイエンス拠点の形成

東北地方太平洋沖地震とこれに伴い発生した津波により、世界有数の漁場である東北沖の海洋生態系が激変し、沿岸域の水産業が甚大な被害を受けました。このことから、被災地の水産業の復興支援を目的として、岩手県大槌町、宮城県女川町の拠点を中心に、関係自治体・漁協等と連携・協力し、震災により激変した東北沖の海洋生態系を明らかにするとともに、東北の水産資源を活用した新たな産業創成に資する技術開発を進めるなどの調査研究を実施しています。具体的には、東北大学、東京大学、海洋研究開発機構を中心に全国の関連研究者が連携して、東北沖における海洋の物理・化学的環境と生物動態について、沿岸域から沖合域まで総合的な調査研究を実施し、漁業関係者に調査結果や科学的知見を提供するとともに、東北沖の水産資源を有効活用した新しい産業を被災地で育てるために、全く新しい陸上養殖技術や海藻からのバイオエタノール利用技術等の革新的な技術開発を推進しています。

図表 2-2-3 東北マリンサイエンス拠点の概要



(5) 東北メディカル・メガバンク計画

東日本大震災で医療機関などが大きな被害を受けた東北地方は、被災者の命と健康が守られ、安心

して暮らすことができる医療体制・健康管理の仕組みづくりが必要となっています。

文部科学省は、厚生労働省、総務省等と協力の下で、東北大学及び岩手医科大学を実施機関として、「東北メディカル・メガバンク計画」を推進しています。

本計画では、被災地域を対象とした健康調査を実施し、収集した健康情報や生体試料を蓄積してバイオバンク^{*2}を構築します。さらに、このバイオバンクを活用した、病気の正確な診断や予防、薬の副作用の低減など、個人のゲノム情報に応じた次世代医療の創成のための研究開発を行います。

平成24年度は、被災地での健康調査活動の拠点となる「地域支援センター」の開所をはじめとする実施体制を整備しました。そして平成25年度は、本格的に健康調査を開始しており、多くの方々に御協力を頂きつつ、大規模なゲノムコホート研究^{*3}を推進しています。

今後も、地元の地方公共団体や関係機関などとの緊密な連携の下、健康調査での医師の活動や調査の結果の回付などを通じて、被災地住民の方々の健康不安解消に貢献するとともに、東北地方で個別化予防等の基盤となるバイオバンクを形成し、最先端の解析研究を推進することで東北発の新しい医療をつくり、被災地の創造的な復興に貢献していきます。

(6) 産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクト

文部科学省では、平成24年度から、「産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクト」を実施しています。当該事業は、被災地自治体主導の地域の強みを生かした科学技術駆動型の地域発展モデルに対する支援を行っています。東北地方の総合経済団体である東北経済連合会と連携の下、目利き人材活用による被災地産学共同研究支援等を総合的に実施するとともに、被災地域の産業界が望む課題の解決に資する基礎研究への支援を実施することで、大学等の革新的技術シーズを被災地企業において実用化し、被災地復興に貢献します。

3 地域のスポーツ活動・文化芸術の振興を通じた復興の推進

文部科学省では「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」でスポーツ・レクリエーション活動の支援を行い、地域コミュニティを再生するとともに、住民一人一人の心身の健康の確保に取り組んでいます。

この事業は、被災3県（岩手、宮城、福島）の各地域において住民のスポーツ活動の担い手として各種スポーツ事業を実施してきた総合型地域スポーツクラブなどにクラブマネージャー、市町村体育協会やレクリエーションスポーツの指導者、そのほかスポーツに関わりを持つ住民を「地域スポーツコーディネーター」として配置し、地域の住民に対するスポーツ活動を企画・立案し、外部講師や地域ボランティア等の参画を得て、スポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを定期的の実施するものです。

^{*2} バイオバンク

協力者から収集した生体試料や健康情報、臨床情報等を管理する「倉庫」のこと。

^{*3} ゲノムコホート研究

同意を得た住民から、生体試料、健康情報、診療情報等を収集し、生体試料から得られるゲノム情報等と併せて解析することで、疾患や薬物動態等に関連する遺伝子要因、環境要因等を同定する研究。

松島町親子ふれあいサッカー教室

日時 平成25年12月8日（日曜日）10時00分～12時00分

場所 松島運動公園多目的広場

内容 キックの基本から親子対抗のゲームまでを実施。親子で元気に楽しく体を動かし、地域内の親子のコミュニケーションを深めることを目的としています。



また、東日本大震災の影響により、公演や展覧会なども、中止や延期などを余儀なくされました。こうした中、文化庁では、平成23年4月の文化庁長官によるメッセージ「当面の文化芸術活動について」により、文化芸術関係者が文化芸術活動を積極的に行うことで、今後の復興を支えていただきたいと、呼び掛けを行いました。

また、行政機関・芸術家・芸術団体・文化施設・助成財団・企業・芸術系大学・文化ボランティアなど様々な立場の団体や個人が連携協力する「文化芸術による復興推進コンソーシアム」が平成24年5月に創設されました。このコンソーシアムでは、文化芸術による復興推進に関し、人的・組織的ネットワークの形成や情報収集・調査研究などを実施しており、平成25年度は支援・受援ネットワーク会議の開催などが行われました。

第3節 震災後の社会を生き抜く力の養成

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

【成果指標】

<主として初等中等教育関係>

- 学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少・死亡する児童生徒等のゼロ化
- 子供の安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 学校安全計画の中に児童生徒等に対する安全指導の内容を盛り込んでいる学校の割合→95.2%（学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（平成24年度））

【課題】

- 防災教育を含む安全教育の充実に関する成果についての周知・徹底，安全教育を系統的に指導できる時間を確保するための検討，教職員の研修等の充実などが必要である。

1 防災教育の充実（東日本大震災を受けた防災教育）

東日本大震災においては、児童生徒等及び教職員の死者・行方不明者が600人を超えるなど甚大な被害が発生しました。一方、日頃の防災教育の成果を生かして、児童生徒等が率先して避難した事例が見られるなど、防災教育の重要性が改めて認識されています。これらを受け、文部科学省では東北地方太平洋沖地震及びそれらに伴って発生した津波によって受けた被害状況や学校等での避難等の対応等の調査を実施するとともに、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において今後の防災教育等の在り方について検討を進め、

- 自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成すること
- 支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めること
- 被災時における安全を確保するための防災管理・組織活動の充実・徹底

が示されました。

これらを踏まえ、文部科学省では、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための防災マニュアルを作成する際の参考となるような共通する留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」や今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」を作成・配布し、学校防災の充実を図っています。

さらに、平成24年度からは、

1. 児童生徒等の安全確保を推進するため、「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法や緊急地震速報等の防災に関する科学技術等を活用した避難行動に係る指導方法の開発・普及
2. 支援者としての視点から、被災地へのボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及
3. 外部有識者を学校に派遣し、「危険等発生時対処要領」や避難訓練などに対するチェック・助言と地域の防災関係機関との連携体制の構築

を支援する「実践的防災教育総合支援事業」を実施しています。以下に、25年度の事業成果の一部を記します。

- 緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練の実施により、落ち着いて行動する態度が身に付き、迅速な初期行動がとれるようになった。また、「特別支援学校用災害シミュレーションパッケージ」を見直し実践することで、特別支援学校において児童生徒に応じた防災教育や防災管理体制の取組を進めることができた。(茨城県)



- Jアラート（全国瞬時警報システム）を活用した避難訓練の実施により、生徒と教職員が主体的に考え行動する態度を身に付けることができた。また、「学校防災計画チェックシート」を作成・活用し、アドバイザーによる学校防災に関する専門的なアドバイスを得る体制を構築することができた。(徳島県)



- 地方気象台と連携して、専門的知識を有する学校防災アドバイザーを派遣することにより、各学校や地域の実態に応じた具体的な指導を展開することができた。また、児童生徒が校外において防災訓練を実施することにより、体験を通じた共助意識を醸成することができた。(埼玉県)



- 津波による被災が想定されている学校への学校防災アドバイザーの派遣により、津波避難ルートの検証を進めることができた。また、桑名市においては三重大学と連携し、小中学校の合同防災学習会を開催し、学校・保護者・地域と一緒に学校の防災について考える場を設けることができた。(三重県)



- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「防災福祉コミュニティ」と各学校が連携して、特色ある「地域防災訓練」を行うことによって、様々な防災訓練のメニューが考案され、児童生徒が楽しみながら防災に関する知識や技能を習得することができた。また、児童生徒が東日本大震災被災地での災害ボランティア活動を通して、震災を風化させてはいけないという気持ちを広く伝えようという意識を育てることができた。(神戸市)



- 学校防災アドバイザーを活用し、防災に関する訓練・研修の経験が少ない教職員にとっても分かりやすい「教職員のための危機対応ブック」をまとめることができた。また、静岡県高校生被災地ボランティア活動を通して、広く高校生の防災意識を啓発し、高校生の視点による防災教育を普及することができた。(静岡県)



2 学校での放射線等に関する教育

今回の原子力災害の教訓を将来に生かすためにも、児童生徒に対し、客観的な知識や多様な意見を学び、それに基づき自ら考え、判断する力を身に付けさせる教育を進めていく必要があります。

学校教育では、平成20年3月に小・中学校、21年3月には高等学校の学習指導要領が改訂され、社会科や理科等の教科で、エネルギー、放射線等に関する内容の充実が図られました。例えば、中学校学習指導要領の理科においては、「放射線の性質と利用」について新たに示され、23年度から実施されています。

これを踏まえ、文部科学省では、放射線等に関する教育の取組の充実を図る事業の実施による支援として、簡易放射線測定器「はかるくん」の貸出しのほか、教職員向けのセミナーや児童生徒向けの出前授業等を実施しています。

また、福島第一原子力発電所事故の被害状況や地域の復興再生に向けた取組等を掲載した新しい放射線副読本を作成し、平成26年度から使用できるよう、配布を希望した全国の小・中・高等学校等へ配布するとともに、ウェブサイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1344732.htm) で提供しています。

3 復興を担う専門人材の育成支援

東日本大震災により被災した地域では、復興を担う即戦力となる専門人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。

このため文部科学省では、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う職業教育機関である専修学校の教育機能を活用して、震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応しつつ、復興の即戦力となる専門人材の育成と地元への定着を図るための取組として「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」を実施しています。

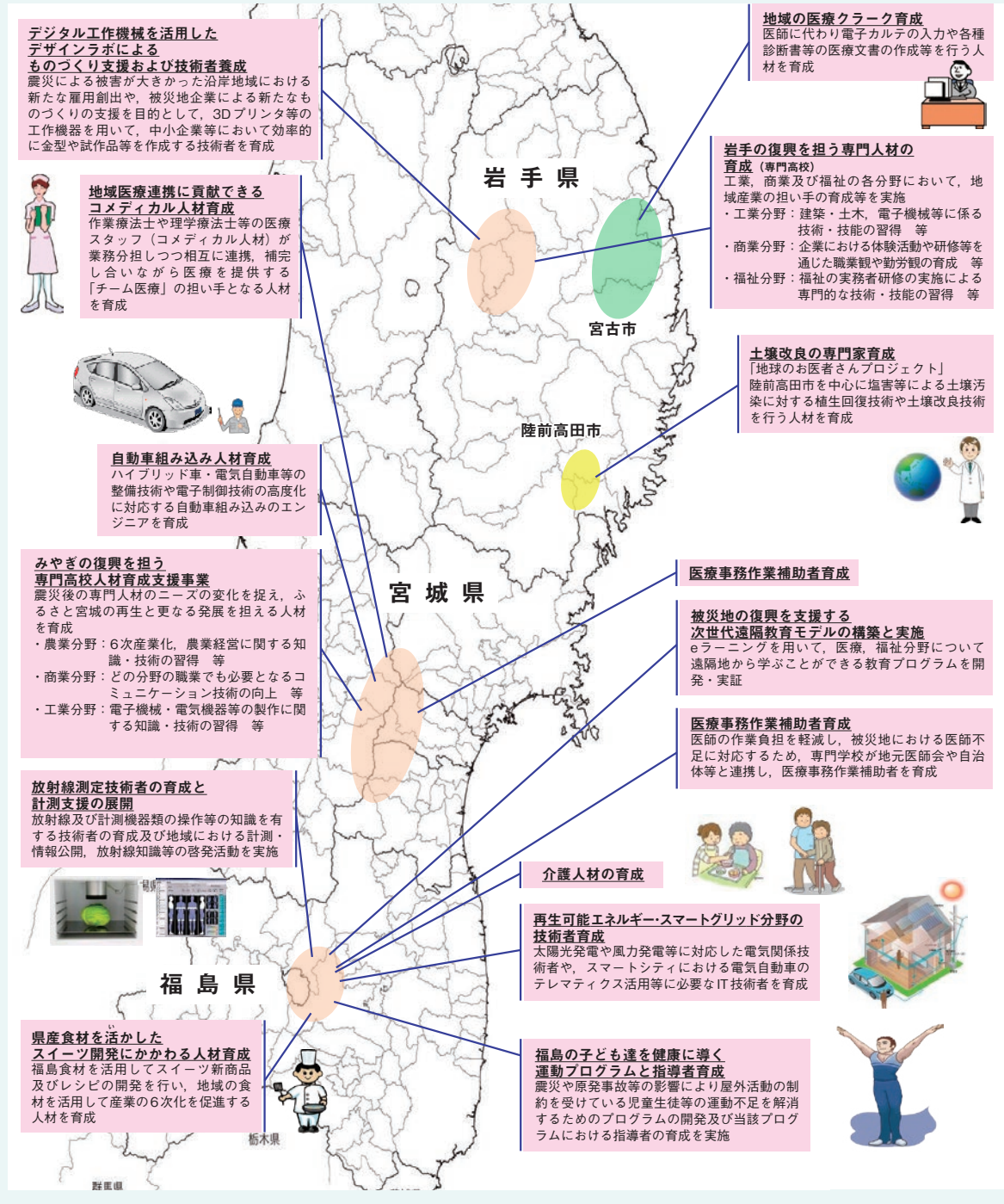
本事業では、専修学校が中心となって岩手県、宮城県、福島県の被災地を拠点とした連携体制を整備し、産学官連携による推進協議会を組織し、新産業創出や地元産業の復興に必要な職業能力の向上、被災により失業した方を対象とした学び直しの機会などを提供しており、被災地のニーズを踏まえた専門人材の育成支援に努めています。

(実施例)

- ①自動車組み込み、医療情報事務など、産業界の高度化や医療現場の専門人材に必要な知識・技術の向上を図る短期人材育成コースの試行導入
- ②食・農林水産業、再生可能エネルギー、放射線工学など、被災地においてニーズが高い分野を対象とした中長期的な人材育成コースの開発・実証
- ③介護など、現状の被災地においてニーズが高く、供給が不足する分野を対象とした短期専門人材育成コースの開設支援
- ④被災地における産学連携による合同就職セミナーの開催、就職支援コーディネーターの配置、専修学校等の就職支援体制の充実強化

～平成25年度東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業 取組状況～

震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力となる専門人材の育成及び地元への定着を図るため、岩手県、宮城県、福島県の被災地を拠点とした連携体制を整備し下記のとおり専門人材育成コース等の開発・実証・開設を行うとともに、専修学校等の就職支援体制の充実強化を図る。



第4節 創造的復興を実現する人材の育成

東日本大震災からの復興のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献する人材を育成することが鍵となります。そうした認識の下、東北各地では、東日本大震災を機に従来の目的や手法にとらわれない未来志向の教育の実践が進められています。

1 復興教育支援事業

文部科学省では、東北発の未来型教育モデルづくりを進めるため、復興教育支援事業に取り組んでいます。本事業は、震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って未来に向かって前進していけるようにするための教育を進めることを目的としています。そのために今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及することにより、被災地以外も含めた我が国全体の新しい教育の在り方の参考にすることとしています。具体的には下記のような取組が進んでいます。

①いわての復興教育（岩手県）

岩手県では、東日本大震災を踏まえ、子供たち自らの未来を切り拓く^{ひら}力を育むとともに、地域の復興・発展を支える人づくりを進めていくため、計画的、実践的な教育プログラム（「いわての復興教育」プログラム）を作成・普及しています。

県内全ての公立小・中学校及び県立学校は、「いわての復興教育」プログラムに基づき、各学校の実情を踏まえて、「いわての復興教育」を学校経営に位置付け、学校の教育活動全体を通して、震災津波の教訓を踏まえた取組を推進しています。

特に、本事業を活用し、県内全ての市町村に1から2校の推進校を指定し、先進的な取組・特色ある取組を支援することにより、県内の学校が一体となって復興教育に取り組む体制を整え、「いわての復興教育」の充実を図っています。

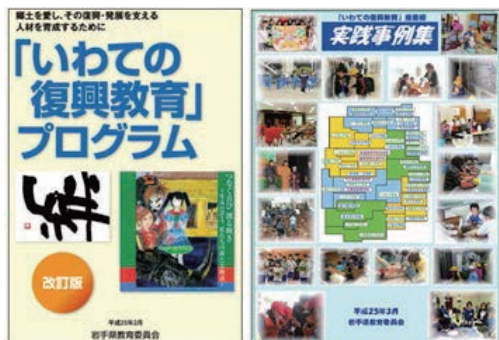
②ヤングアメリカンズ（NPO法人じぶん未来クラブ）

子供たちを対象として、海外の若者たちと一緒に、英語による歌やダンス等のワークショップを実施しています。子供たちの国際性や表現力を育成するとともに、英語によるショーを地域や保護者に披露し地域の活力を生み出すための取組を行っています。

③実践事例の共有と、地域や団体を横断した協働の促進（一般社団法人創造的復興教育協会）

創造的な復興教育の取組を推進するための共有と協働のプラットフォームとして、成果の事例集（<http://www.crea.or.jp/download/crea2012.pdf>）を製作し、被災地における児童生徒・教職員の現状や取組等を広く発信しています。

このほかにも様々な取組が進んでおり、平成26年度も本事業を引き続き実施することとしています。



「いわての復興教育」プログラム



ヤングアメリカンズのステージの様子

2 OECD 東北スクール

「OECD 東北スクール」とは、経済協力開発機構（OECD）が OECD の知見を生かして東北の復興をサポートするため、福島大学や被災地の自治体と連携して実施している子供たちの復興への参画とグローバル人材育成を目的とした教育プログラムです。OECD が特定国の子供たちに向けた具体的教育プログラムに取り組む初の事例となります。「2014（平成26）年にパリで東北をアピールする催しを実施する」という目標の下、中高生が自らの力で国際的なイベントの企画・実施を行います。OECD 日本政府代表部も加盟50周年事業と関連させて支援しています。

平成25年8月に開催された第4回集中スクールには、皇太子同妃両殿下の御出席を賜りました。26年8月、9月には、OECDの本部があるフランスの首都パリにおいて、子供たちの企画によるイベントが実施され、アートや桜の植樹など様々な形で東北をアピールする取組が行われます。



第4回集中スクールでの活動の様子



生徒代表とお話になる皇太子同妃両殿下

3 福島県双葉郡教育復興について

福島第一原子力発電所の事故によって避難を余儀なくされた福島県双葉郡8町村（大熊町・葛尾村・浪江町・広野町・楡葉町・双葉町・富岡町・川内村）は、住民の離散による子供たちの減少や、避難先の仮設校舎での学習など、様々な困難を抱えながら教育活動を行っています。双葉郡8町村では、長期的な復興に向けて今こそ10年、20年先を見据えて双葉郡の教育を立て直し、これまでの価値観にとらわれない思い切った取組を進めていくことが必要であるとの認識の下、平成25年7月31日に「福島県双葉郡教育復興ビジョン」を取りまとめました。これは、双葉郡8町村、国、県、大学等の関係機関が、双葉郡の未来を担う人物像や必要な力、魅力的な学校の姿や教育内容、避難している子供たちのために行うべき取組などについて検討を重ね、まとめられたものです。

具体的には、震災・原発事故からの教訓を生かした双葉郡ならではの魅力的な教育を推進するために、平成27年度に郡内に中高一貫校を開校することや、復興に貢献できる「強さ」を持った人材を育成する海外留学等のカリキュラムの実施、子供たちの実践的な学びを通して新たな産業の創造やコミュニティの活性化にもつなげる「人材育成と地域復興との相乗効果の創出」等が盛り込まれています。

現在、福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会が新たに立ち上がり、「福島県双葉郡教育復興ビジョン」の具現化が進められています。文部科学省では、福島県双葉郡8町村の教育長を中心とした双葉郡の教育復興の議論を、創造的復興教育の推進の観点でも支援をしています。

4 創造的復興教育の更なる推進に向けて

中央教育審議会においては、被災地の教育関係者からのヒアリングなどを行い、「第2期教育復興基本計画」では東北各地の実践について「今後の我が国の教育の在り方に大きな示唆を与えるものであり、こうした東北発の未来型教育モデルづくりを被災地だけでなく我が国全体で発展させていけるよう支援を行う」と位置付けました。

東北各地で行われている未来志向の教育の実践には、以下のような特徴が見られます。

- ①地域の課題を踏まえ、困難な状況を乗り越え持続可能な地域づくりに貢献する人材の育成を目指している。

地域全体の現実や課題を直視し、困難を乗り越えて地域復興に貢献できる人材を育成し、「持続可能な地域づくり」に貢献できるような人材育成を構想した事例が数多くあります。たとえ、困難な状況に置かれても、状況を的確に捉えて自ら学び、考える資質・能力、人と支え合いながら、主体的に行動して困難を乗り越えていく資質・能力、このような学習指導要領の理念である「生きる力」を更に推し進めた「生き抜く力」の育成を目指しています。

- ②学校外も含めた様々な機会での活動を通じた実践的な学び等、能動的・創造的な学びを重視している。

持続可能な地域づくりに貢献できる人材を育成するためのカリキュラム・指導方法が試行錯誤されています。そこでは、教室で一方的に知識を学ぶだけではなく、学校外も含め、実践的な活動を通して学ぶことを重視しています。「教授中心」から「学習者中心」へ、「受動的で静的な教育」から「能動的で創造的な学習」への転換をもたらそうとしています。

- ③地域・NPO法人・大学等の多様な主体と協働し、充実した教育環境の構築を図っている。

②を実現するために、子供たちが主体的に学べる環境整備が不可欠です。既に、地域・NPO法人・大学等といった学外の多様な組織との協働が実現しています。イベント的な単発のゲストレクチャーではなく、それぞれの主体が学校教育と目的を共有し、共に取り組むパートナーとして協働している実践です。

- ④地域復興の歩みそのものが学びの対象となり、相乗効果で地域の復興をも後押しする取組である。

創造的復興教育では、地域社会そのものが教材です。子供たちは地域復興の歩みを学びの対象としてフィールドワークを繰り返し、自らの学びを深めています。こうした試みは、子供たちが学ぶだけでなく、地域復興そのものを後押しするという相乗効果を生んでいます。その副産物として、子供たちと地域の人々が共に学ぶ「学びのコミュニティ」が出現しています。

文部科学省では、こうした実践を「創造的復興教育」として促進するとともに、被災地だけでなく全国に共有するための情報発信等を実施しています。

第5節 原子力発電所事故への対応

1 児童生徒が学校等において受ける線量低減の取組等

文部科学省では、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、子供たちの安全・安心を確保するため、通知・事務連絡を発出して学校における対応方針を示すとともに、財政的支援や専門家の派遣により、学校における除染を推進してきました。

これらの取組により、学校の校庭等の空間線量率については、避難地域以外の全校で毎時1マイクロシーベルト未満まで低下しています。

なお、平成24年1月1日には、「放射性物質汚染対処特措法」が完全施行となり、現在、同法に基づき、子供の生活環境（学校、公園等）を含めた地域全体における除染が進められています。

2 除染や廃止措置などの、原子力災害を踏まえた研究開発・人材育成の取組

(1) 除染技術の確立に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質で汚染された環境の回復に向けて、文部科学省では、除染に資する研究開発を実施しています。

具体的には、日本原子力研究開発機構では、福島県など地方公共団体、国内外の大学・研究機関、民間企業などと連携・協力しながら除染の技術開発・評価・実証等を実施しています。これまでに、吸着材や天然鉱物などを用いた土壌・河川・プール水の除染技術を開発するとともに、汚染土壌などの除染により、空間線量率がどのように低減するかを評価できるソフトウェアを開発し一般に公表するなどの取組を行いました。

今後も関係機関と連携の上、除染技術の確立に向けた取組を実施していきます。

(2) 廃止措置に関する研究開発

関係機関と連携し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等を円滑に進めるための基礎基盤研究等を着実に実施します。具体的には、原子炉内部からの燃料デブリ^{*4}取り出し、放射性廃棄物の処理・処分などに必要な研究開発を実施します。

また、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、中長期にわたる廃止措置等の新たな知見の創出、人材の育成・確保のため、新たに「廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム」を開始します。

(3) 原子力災害を踏まえた原子力基礎基盤研究・人材育成の取組の推進

原子力の基盤と安全を支えるとともに、より高度な安全性の追求、国際的な原子力安全等への貢献のためには、幅広い原子力人材を育成することが必要であるという認識の下、「国際原子力人材育成イニシアティブ」により、産学官の関係機関が連携し効果的、効率的、戦略的に行う機関横断的な人材育成活動を支援しています。平成25年度は、原子力災害を踏まえ、シミュレーション技術^{*5}を活用した原子炉安全性の向上に資する実践的教育システムの構築等、原子力安全や危機管理に係る人材の育成を重点的に支援しました。さらに、基礎的・基盤的研究の充実・強化を図るため、「原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ」により、政策ニーズを明確にした戦略的なプログラムを設定し、競争的環境の下に大学等における研究を推進しております。平成25年度は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力安全の一層の高度化や新たに顕在化した課題への対応に関連した基礎的・基盤的研究を実施しました。

3 原子力損害賠償への対応

東京電力福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故発生以降、多くの住民が、避難生活や生産及び営業を含めた事業活動の断念などを余儀なくされており、被害者が一日も早く安心して安全な生活を取り戻せるよう、迅速・公平・適正な賠償が必要です。

文部科学省では、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年法律第147号)に基づいて設置した原子力損害賠償紛争審査会において、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針を、地元の御意見も踏まえつつ、順次策定してきました。

*4 燃料デブリ

溶融した原子炉燃料が、冷えて固まったもの

*5 シミュレーション技術

ある特定のシステムの挙動を、それとほぼ同じ法則に支配される他のシステムやコンピュータなどによって模擬する技術のこと。原子力分野では、この技術を活用して、通常運転時、設計基準事故時、異常な過渡変化時における挙動等を模擬・検証することにより、施設の安全性向上に取り組んでいる。

また、平成23年8月に設置した「原子力損害賠償紛争解決センター」では、業務運用の改善や人員増強等の体制強化を図りつつ、和解仲介手続を実施しています。

さらに、政府として、東京電力の迅速かつ適切な損害賠償の実施や、経営の合理化等に関する「新・総合特別事業計画」を平成26年1月に認定し、原子力損害賠償支援機構を通じて、東京電力による円滑な賠償の支援を行っています。

損害賠償請求権の消滅時効への対応としては、平成25年6月、原子力損害賠償紛争解決センターが行う和解の仲介に時効中断効を付与する特例法^{*6}が成立しました。また、同年12月に、特定原子力損害に係る賠償請求権に関する消滅時効期間については、民法の適用について、「3年間」を「10年間」とし、また、いわゆる除斥期間の起算点については「不法行為の時から20年」を「損害が生じた時から20年」とする特例法^{*7}が成立しました。加えて、25年6月に、東京電力が、被害者の方々が消滅時効の制度により請求を妨げられることがないように対策を講じることを位置付けた「総合特別事業計画」が政府により認定され、この内容は総合特別事業計画の改定版である「新・総合特別事業計画」でも包含されました。

^{*6} 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

^{*7} 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律